

Rotary



# 宮崎南週報

インスピレーションになろう



バリー・ラシン  
2018-18年度RI会長

## 南の風、吹かそう皆で！

宮崎南ロータリークラブ  
会長 早瀬 清則

### 第1976回例会

2018.9.3

会長／早瀬清則 幹事／山地久守  
副会長／小園隆司 会報／三重野 孝  
例会場／宮崎観光ホテル  
ソング／四つのテスト  
ロータリーの目的

#### 会長挨拶

早瀬清則会長



皆さんこんにちは。早いもので、もう9月に入りました。例年ですと、盆を過ぎると暦を見たかの様に赤トンボが飛び、朝方には涼しくなりますが今年は違います。毎日30度以上の夏日が続いております。しかしこの2～3日前からようやく朝方が冷え出し、昨日の古城ではトンボの群を見ました（赤トンボではありませんが）。又、続けざまに発生した台風21号は強力で明朝本県に最接近するとの事。今は嵐の前の静けさの様です。

5月27日の地区研修協議会で鹿屋のある会長エレクトが、1年間分の卓話40数種、既に準備していると自慢気に発言されました。これについてアドバイザーの押川ガバナーは「会長の挨拶は卓話ではありませんから、ロータリーの事に限らず、色々の連絡や会長の思った事等を、その都度話せば良い。話がない時は話さなくても良い。会長に与えられた自由時間と考えなさい。」と言われました。これを聞き私は救われた想いでした。

この2ヶ月の間、何とか会長挨拶をして来ましたが、そろそろ今後、会長挨拶の時間を他の方にもお願いしたいと考えておりますので、その時は皆さんよろしくお願い致します。又委員会報告等も委員長さんだけでなく、他の委員さんにお願いする事も、

#### 出席委員会報告

島田博良委員長

##### ●出席状況

本日状況	
会員数	(43) 46名
本日欠席者数	15名
本日出席者数	31名
出席率	72.09%

前々回状況	
会員数	(43) 46名
ホームクラブ出席者数	33名
メークアップ数	6名
修正出席者数	33名
修正出席率	76.74%

●前々回メークアップされた方／入佐秀幸会員、高山周栄会員、寺村明之会員、富井雄二会員、日高章智会員、湯地浩隆会員

ニコニコ BOX 0件 累計 23,000円

募金箱 6,868円 累計 36,156円

皆さん検討してみて下さい。これもクラブの活性化につながると思います。

この研修協議会で田中年實パストガバナーは会長エレクトにアドバイスとして「会長は言行を明るくする事が大切です。」と言われ顔の表情を明るくする方法を指導されました。その方法 ①目を1割大きく開く。②胸を張る（幸せが入ってくる）③ほほえむ（困った時に）

皆さんも、職場や他の会場でこの顔を試してみて下さい。

最後に、私の挨拶もこの頃長い様に思います。人が話を集中して聞ける時間は、2分間位が限度だそうですから今後はもう少し短くしたいと思います。早速ですが、今日の挨拶はこれをもって終わりに致します。

#### 幹事報告

山地久守幹事



・RI第2730地区ガバナー指名委員会（委員長大迫三郎PG）より、2021-2022年度ガバナー候補者（2018-2019年度ガバナーノミニーデグジネット）決定の通知が届いています。候補者は、都

#### Rotary ロータリー情報

#### ●クラブ会報 (Club Bulletin)

毎週、週報として発刊。この主な目的は (1) 出席への関心を刺激して出席率を高める。 (2) 例会報告をする。  
(3) 親睦を図る。 (4) 会員のロータリー情報に寄与する。 (5) 次の例会のプログラムを載せる。  
(6) クラブの記録資料として保存する。 (7) RIの情報などを載せること。

城西ロータリークラブ所属の井福博文（いふくひろふみ）君です（昭和25年9月13日生・職業パソコンプログラマ都城（株）代表取締役）。

- ・RI第2730地区青少年交換プログラム交換留学生募集の案内が来ています。
- ・ロータリー学友委員会から、RYLA卒業生のご紹介のお願いが来ています。本年度、地区においてロータリー学友委員会が発足し学友会が組織されることになりました。RYLA終了後の卒業生に学友会に参加して頂き、ロータリーファミリーとして関係交流を深め、さらなるリーダーシップの向上を図っていきたいとのことです。

## 親睦委員会

### 高瀬俊彦委員長



- ・9月10日(月)観月会を開催いたしますので、多くの参加をお待ちしております。

## ロータリーフラッシュ

### ●誕生日

松下美佐子会員  
田口幸登会員  
井野元孝洋会員



### ●米山奖学金授与式

ミヤティンチュチュウ様



## 青少年奉仕委員会

### 富井雄二委員長



株式会社光栄総合管理

当社は、ビル清掃を軸に内装工事とセキュリティ工事等を行っております。内装工事は賃貸住宅の入退去に伴うクロス張替え等の工事。セキュリティ工事はカギの交換やデジタルロック錠の取り付け販売、防犯カメラシステムの取り付け工事、販売をしています。

そして軸なっています清掃ですが、アパート・マンションの共用部の美観維持清掃から入退去時のハ

ウスクリーニングと病院、施設、テナント等の床面の洗浄ワックス、カーペットクリーニング、を主に行っています。

で、その清掃の中でも一番大変なのが特殊清掃です。この時だけは普段取引のない不動産屋さんからも連絡があります。特殊清掃とは殺人、自殺、孤独死等、その部屋で人が亡くなった後の清掃の事です。

2～3日しか経ってない現場ですとまだ良いのですが、それ以上になると虫と匂いがすごくなりとても大変です。大体毎年、当社だけでも20～25件。先月は3件の孤独死がありました。8月末の現場は死後30日くらいと発見が遅く、遺品整理をしていると胸が苦しくなります。

この高齢化社会、核家族化、近所づきあいの無いこの時代で、多分ですがこの孤独死と言う問題は増えていくと思います。防ぎ様の無い問題だとは思いますが、皆様も所有のアパートだったり、お知り合いに1人暮らしの高齢の方がいたら気にしてあげてください。

新聞をとってあげるようするだけでも早期発見できます。

## 会員増強・分類選考委員会 大迫雅浩委員長



ガバナー公式訪問の際や前回の例会でもお伝えしましたが、会員増強に向けた、宮崎南RC概要とパンフレット、新たに制作した紹介シートを用意しました。会員増強はロータリアン全体で取り組む事業であります。

まずは皆さま方から、どのような些細な情報でも構いません。例えば今までにアプローチをしていない方や、お声掛けすらまだの方の情報も受け付けております。情報提供の協力を頂き、会員増強に取り組んで参りますので、紹介シートの記入を9月上旬までに必ずお願い致します。

## 本日のプログラム 会員卓話

### 田口幸登会員



昨年の7月縁あって再入会しまして、はや1年が経ちました。前回の卓話では私の生い立ちを話させていただきました。本日は我が社の仕事に絡み、道路標識・路面標示について、クイズ形式で皆様にお聞き

したいと思いますので宜しくお付き合いください。実は標識・表示についてはほとんどの人がしっかりと時間をかけて学ばれています。「え～！いつや？」中にはそういう方が、いらっしゃるかも…。でも運転免許証を取得している方は全員勉強して、試験に合格されています。その当時を思い出すだけでも幸いです。

先ずは標識についてお話しします。中でも道路標識にどれほどの種類が有るのか、その意味は何なのをご存知ですか？道路標識は、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識、補助標識に分類されます。大枠でお話ししますと、案内・警戒標識については国、都道府県、市町村（NEXCOを含む）が管理します。規制標識、指示・補助標識については警察署（公安委員会）が管理します。両者ともに、各自治体で定めるところの政令・細則、道路交通法で管理されています。当然ながら違反者は法律違反ですので、反則金・罰金も含み処罰対象となります。間違なく覚えていただきたいのが「止まれ」「通行止め」「車両通行止め」「駐停車禁止」「駐車禁止」「車両進入禁止」の規制標識です。

続いて、路面標示との関連性についてお話しします。表示については、「止まれ」「ゼブラ」を理解していただければと思います。一概に「とまれ」と言っても、「とまれ」「止まれ」「stop」と表示があります。私有地は「とまれ」・「止まれ」・「stop」と様々ですが、道路管理者は「止まれ」のみです。道路管理者の標示は規制標識との兼ね合があります。つまり「止まれ」の標識と「止まれ」の標示はセットが望ましいのですが、現実は時々トラブルが発生しています。交差点で「止まれ」の標識は建っているが標示が無かった場合、逆に「止まれ」の標識が無く「とまれ・止まれ」の標示が有る場合はどうなるのでしょうか？現行では、標識優先となっています。「止まれ」は全て公安委員会の指定を受けた場所に限り、標識と一緒に表示します。一時停止違反の取り締まりは、「止まれ」の標識の無い所では行いません。「止まれ」とは、3秒以上完全に車両が停止している状態の事です。警察とのトラブルの大半は“止まった”“止まって無い”的に争いです。お気を付けください！

最後に、「法定速度」と「規制速度」についてお話しします。「法定速度」とは、道路交通法に定められています。「規制速度」は警察署・公安委員会で定められています。当然、法的効力がありますので違反

すると、法的措置・罰金が科せられます。一般道路と高速道路には「法定速度」として車両の最高速度の制限があります。一般道路は時速60キロ（但し、片側2車線以上の道路）、高速道路は時速100キロです。しかしながらほとんどの道路は標識で「規制速度」が定められています。片側一車線では時速50キロ、二車線では時速60キロ、生活道路では時速30キロです。また原動機付自転車は時速30キロです。高速道路のほとんどは、時速80キロに制限されているのが現状ですので、注意しましょう!! ご安全に!!